只見町立保育所給食業務・

用務員等業務委託プロポーザル募集要領

令和６年８月

只　見　町

目次

１．委託の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

２．目　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３．委託業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

４．業務委託実施施設および業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

５．委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

６．募集要領の交付及び担当窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

７．応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

８．スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

９．募集説明、施設見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

10．質問書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

11．応募申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

12．失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

13．審査及び審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

〇様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

〇仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

〇施設平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

　　※施設平面図につきましては、説明会会場において配付させていただきます。

１．委託の趣旨

保育所の給食は、児童の発育段階や健康状態に応じた幼児食やアレルギーへの配慮など、安全面や衛生面及び栄養面等で質の確保を図らなければなりません。

また、保育所保育指針においては、「保育所における食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向け、その基礎を培うこと」を目標にしており、食育の推進に取り組む必要があります。

２．目的

この要領は、只見町立保育所における給食等に係る業務の民間委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的としています。

３．委託業務名及び施設概要

只見町立保育所給食業務・用務員等業務委託

４．委託業務実施施設および施設概要

（１）業務委託実施施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 住　　　　　　所 |
| 只見町立只見保育所 | 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1056-2 |
| 只見町立朝日保育所 | 福島県南会津郡只見町大字黒谷字上野260 |
| 只見町立明和保育所 | 福島県南会津郡只見町大字小林字七十苅600 |

（２）委託施設概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 只見保育所 | 朝日保育所 | 明和保育所 |
| 延床面積 | 737㎡ | 585㎡ | 629㎡ |
| 構　造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 平屋建 | 平屋建 | 平屋建 |
| 建築年月日 | 昭和59年７月12日 | 昭和58年２月20日 | 昭和54年11月25日 |

　　　※施設内部等の状況につきましては、別添施設平面図を参照ください。

（３）厨房設備（各保育所共通保有器具等）

|  |
| --- |
| 冷蔵庫、電気消毒器、電子レンジ、食器棚、ガスコンロ、調理台、やかん、ホットプレート、熱風食器消毒保管器、電子炊飯器、ふかし鍋、アルマイト鍋、保温器、冷凍庫、てんぷら鍋、フライパン、流し台、作業台、包丁、まな板他 |

（４）委託施設児童数の概要（令和７年４月１日以降年齢別年間入園（所）見込者数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 只　見 | 朝　日 | 明　和 | 合　計 | 備　　　考 |
| 定　員 | ３０ | ８０ | ３０ | １８０ |  |
| ０歳児 | ４ | ２ |  | ６ |  |
| １歳児 | ４ | ５ |  | ９ |  |
| ２歳児 | ８ | ５ | ４ | １７ |  |
| ３歳児 |  | １４ |  | １４ |  |
| ４歳児 |  | １９ |  | １９ |  |
| ５歳児 |  | ２１ |  | ２１ |  |
| 合　計 | １６ | ６６ | ４ | ８６ |  |
| 職員等 | ５ | １０ | ２ | １７ | 給食業務従事者を除く |
| 総合計 | ２１ | ７６ | ６ | １０３ |  |

※令和６年７月１日現在のアレルギー対応食は、只見２名、朝日２名、明和２名

（５）業務内容

　　　　下記２つの仕様書のとおり

　　　　・保育所給食業務仕様書

　　　　・保育所用務員等業務仕様書

５．委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで（１年間）

ただし、業務期間満了の日の９ヶ月前までに双方いずれかから文書をもって本業務を終了する旨の通知がないときは、業務期間満了の日の翌日から１年間業務を更新するものとし、以後この例によるものとします。

契約の期間は最長で３年間とし、令和10年３月31日までとします。

６．募集要領の交付及び担当窓口

交付期間：令和６年８月19日（月）から令和６年８月30日(金)まで

土・日・祝日を除く各日の午前10時から午後５時まで

募集要領の交付を含む本委託業務に関する担当窓口（問い合わせ先）

|  |
| --- |
| 〒968-0421  福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1056-2  只見町立只見保育所  TEL:0241-82-2219 FAX:0241-82-2226  E-mail:tadaho@town.tadami.lg.jp |

７．応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

（１）法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。

（２）児童福祉法（昭和22年法律第164）に基づく認定こども園・保育所の給食調理業務の実績を３年以上有していること、または学校給食調理業務の実績を３年以上有していること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）法人に次に該当する者がいないこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。

②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。

（６）国税及び地方税に滞納がないこと。

（７）食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して２年を経過していない法人でないこと。

（８）過去３年以内に、受託した保育所、認定こども園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。

（９）食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。

（10）委託契約の締結時に（２）に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。

８．スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 　　目 | 日 　程 |
| 募集説明会申込期限（様式１） | 令和６年８月30日（金） |
| 募集説明会 | 令和６年９月４日（水） |
| 施設見学会申込期限（様式２） | 令和６年９月６日（金） |
| 施設見学会 | 令和６年９月18日（水）～19日(木) |
| 質問書の提出期限（様式３） | 令和６年９月27日（金） |
| 質問書への回答期限 | 令和６年10月11日（金） |
| 応募申請書等の提出期限（様式４～様式８）  プレゼンテーション資料（自由様式） | 令和６年10月18日（金） |
| 選定委員会（プレゼンテーション） | 令和６年11月上旬 |
| 結果通知送付 | 令和７年11月中旬 |
| 業務委託開始 | 令和７年４月１日（火） |

９．募集説明、施設見学会

只見町立保育所給食業務・用務員業務等委託プロポーザルに応募申請する事業者は、必ず募集説明会及び施設見学会に参加していただくこととし、以下の書類により事前にお申込みください。

（１）募集説明会

・日　　時：令和６年９月４日(水) 午後３時

・提出方法：持参または郵送

・会　　場:只見公民館 学習室２

・提出書類:募集説明会申込書（様式１）

・提出期限:令和６年８月30日（金）午後５時まで

（２）施設見学会

・日　　時：下記記載の通り。時間は午後２時から

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　　時 | 備　　　考 |
| 令和６年９月18日（水） | 只見保育所・明和保育所 |
| 令和６年９月19日（木） | 朝日保育所 |

・持参物:白衣、マスク、帽子、履物（調理室内用）

・その他：現地への移動は、各社で対応をお願いします。

・感染症予防のため、消毒等にご協力ください。

・提出方法：持参または郵送

・提出書類：施設見学会申込書（様式２）及び細菌検査の写し（直近１ヶ月以内）

・提出期限：令和６年９月６日（金）午後５時まで

（３）その他

・受付完了について電話にて連絡いたしますが、９月17日（火）まで連絡がない場合は、照会をお願いします。

・募集説明会参加及び施設見学会は、１団体につき２名までとします。

10．質問書の提出

プロポーザル応募申請関連書類の作成にあたり質問がある場合、質問書に質問内容を記入し、提出してください。なお、質問書については、電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質問は受け付けません。

・提出方法：電子メールまたはＦＡＸ

　　※受付状況について必ず電話にて確認していただきますよう、お願いします。

・提出書類:質問書(様式３)

・提出期限:令和６年９月27日（金）

・提出先:只見保育所

・回答期間:令和６年９月30日（月）～10月11日(金)午後５時まで

期間内に寄せられた質問については、後日、ＦＡＸまたは電子メールにより回答します。

なお、応募者全員に周知すべき内容と町が判断した場合は、全応募者に周知する場合もありますので、ご了承ください。

11．応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

（１）受付期間：令和６年10月15日（火）～10月18日（金）午後５時まで期限厳守

（２）受付場所：只見保育所

（３）提出方法：持参または郵送とします。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間内に到着したものに限り受付けを行います。

（４）応募に関する提出書類

①応募申請書（兼応募資格審査申請書）（様式４）※応募申請書に添付する書類あり

②誓約書 （様式５）

③見積書 （様式６）

④会社概要 （様式７-１・７-２・７-３）

⑤提案書等 （様式８-１～８-７及びプレゼンテーション資料）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 項　　　目 |
| 保育所給食への理解  (8-2)  ） | □会社の方針と強み  □安全で安心な給食の提供に関する考え方について  □食育についての考え方  □保育所との連携について  □保育所行事等への対応について  □衛生管理  □調理技術 |
| 人員配置・人材育成  (8-3 8-4)  ） | □予定している業務責任者・副責任者の配置について  □業務責任者及び副責任者以外の人員配置について  □勤務時間と勤務形態  □人員確保  □研修、人材育成  □支援体制  □巡回指導体制  □円滑な引継ぎ |
| 個別対応  (8-5)  ） | □食物アレルギーを持つ児童への対応  □さまざまな配慮食への対応  □個別対応食での事故防止策の具体的内容 |
| 事故対応  (8-7)  ）  (8-6)  ） | □過去３年間の異物混入、食物アレルギー事故の件数及びその内容  □異物混入や食物アレルギー事故発生時の対応や改善策  □履行保証人の確保や代行保証制度への加入について  □団体生産物賠償責任（食中毒）保険への加入について  □緊急災害時の対応 |
| その他 | □　受託業者としての抱負、独自の提案等 |
| ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ資料 | □　自由様式 |

（５）応募書類の提出部数：正本１部、副本６部　合計７部

（６）応募に際しての留意事項

・Ａ４版縦型のフラットファイルなどで１部ずつ綴ったものを提出してください。

・原則として、正本は両面コピーを不可とします。なお、副本は両面コピーを可としますが、提出書類の種類毎としてください。

・正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙を付け、提出してください。

・応募書類は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。

・町が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることがあります。

・応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがありますが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。

・町が提供する資料は、本選考以外の目的での使用を禁止します。

・応募書類提出後に辞退をする場合は、書面（様式９）により申し出るものとします。

・参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属します。

・応募に際し返信用封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

12．失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

・募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合

・提出書類に虚偽の記載がされている場合

・提出書類及び提出の方法が本募集要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

・正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合

・公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

13．審査及び審査結果の通知

事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「只見町立保育所給食業務・用務員等業務委託プロポーザル方式業者選定委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

①提出された応募申請書等により、企画提案内容を公平かつ客観的に評価した書類審査及び、プレゼンテーションにより審査を行います。

・プレゼンテーションは約30分間（うち約10分～15分は質疑応答時間）とします。

・プレゼンテーションの出席者は３名以内とし、本業務に関する担当責任者を必ず含めてください。

・パソコン等を使用する場合は、各自準備をお願いします。

（プロジェクター・スクリーンは町で用意します）

②選定委員会の審査結果に基づき町長が優先交渉権者を決定します。

③落選した事業者の提出書類は一切公表いたしません。

④優先交渉権者が、業務委託契約を締結しない場合は、高得点の事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と業務委託契約を締結します。

⑤契約に当たっては仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴集、随意契約により契約を締結します。